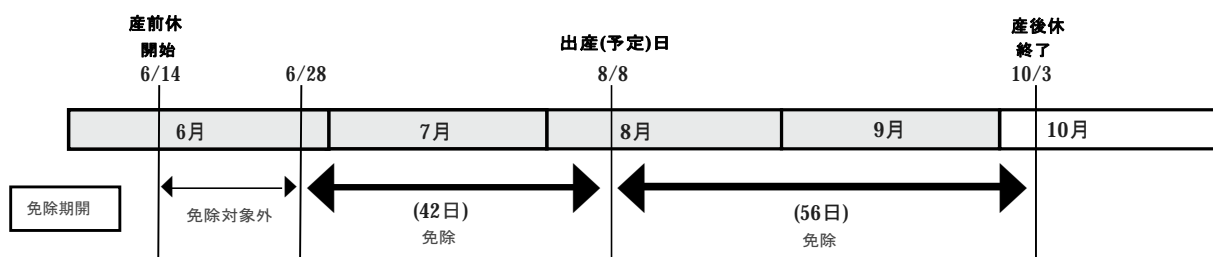
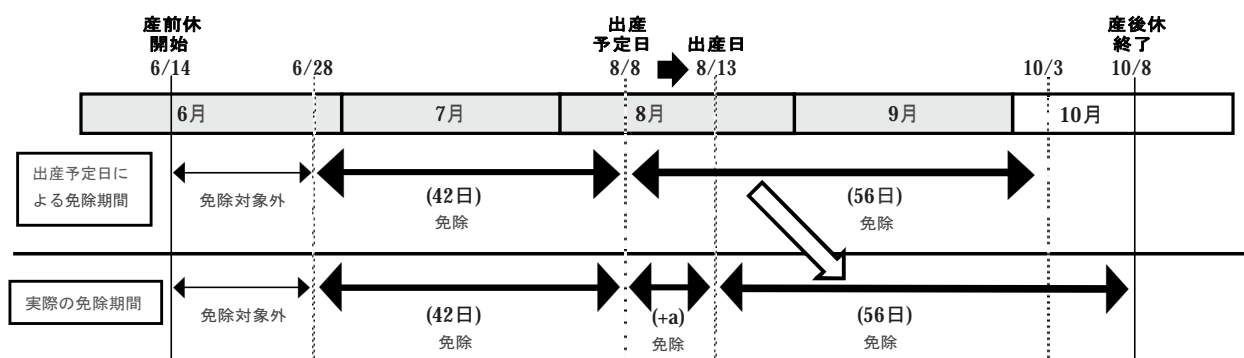


例① 実際の出産日と出産予定日が同日となった場合



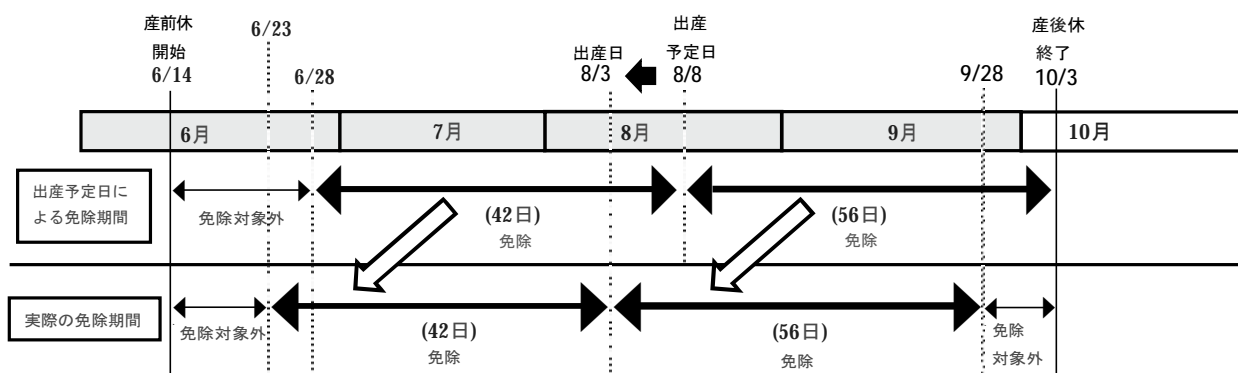
産前産後休業に係る掛金等免除期間 ⇒ 6月～9月

例② 実際の出産日が出産予定日より遅くなった場合



産前産後休業に係る掛金等免除期間 ⇒ 6月～9月

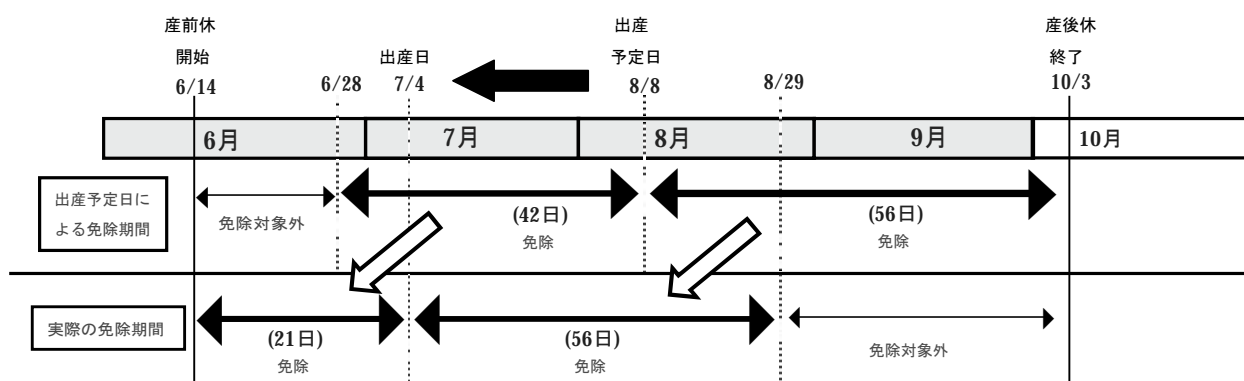
例③ 実際の出産日が出産予定日より早くなった場合



産前産後休業に係る掛金等免除期間 ⇒ 6月～8月

※9月分の掛金等については、出産予定日では免除対象となっていました。出産日が早くなったことにより、免除対象外となります。

例④ 実際の出産日が出産予定日より早くなり、産前産後休業期間が42日以下となった場合



産前産後休業に係る掛金等免除期間 ⇒ 6月～7月

※8・9月分の掛金等免除については、出産予定日による免除期間では免除の対象でしたが、出産日が早くなったことにより、免除の対象外となります。また、この例の場合、出産日から42日前は5月24日となりますが、産前産後休業を取得していない期間については免除の対象なりません。

(2) 育児休業取得者の掛金等の免除について

育児休業等を取得している組合員が、共済組合に申し出を行うことにより、原則、その育児休業等を開始した日の属する月から、その育児休業等が終了する日の翌日の属する月の前月までの期間に係る掛金等を免除します。

SSC 提出書類 「育児休業掛金免除申出書」

ただし、1か月未満の育児休業等を取得する場合の掛金等免除の取扱いについては、以下の項目を参照してください。

ア 月額に係る掛金等免除の取扱いについて

- ・月末時点で育児休業期間中の場合、その月の掛金等を免除します。
- ・育児休業を開始した日と終了した日が同一月内の場合、育児休業期間が**14日以上**の場合は月末時点で育児休業期間中でなくても、その月の掛金等を免除します。

育児休業の取得例			掛金等取扱い	備考
①	3月	4月 4/27 → 5/4	4月分掛金 免除 5月分掛金 徴収	月の末日時点(4/30)で育児休業期間中のため、4月分掛金等は免除
②	4/1 → 4/14		4月分掛金 免除	月の末日時点(4/30)は育児休業期間中ではないが、育児休業等を開始した日と終了した日が同一月内で、育児休業期間が14日以上となる場合、4月分掛金等は免除
③	4/1 → 4/13		4月分掛金 徴収	育児休業等を開始した日と終了した日が同一月内で、育児休業等の日数が14日に満たない場合、4月分掛金等は徴収
④	4/1 → 4/15 4/7 → 4/24		4月分掛金 免除	月の末日時点(4/30)は育児休業期間中ではないが、育児休業を開始した日と終了した日が同一月内で、合算した育児休業期間が14日以上となる場合、4月分掛金等は免除
⑤	3/25 → 4/20		3月分掛金 免除 4月分掛金 徴収	「14日以上」の要件は育児休業等を開始した日と終了した日が同一月内の場合となるため、4月分の掛金等は徴収

イ 期末手当等に係る掛金等免除の取扱いについて

期末手当等が支給される月の月末時点で育児休業期間中の場合、その月に係る期末手当等に係る掛金等は免除となりますが、**育児休業期間が1月以下(※)の場合は、免除の対象外**となります。

(※) 民法の規定により計算します。

例 6/29～7/28期間は「ちょうど1月」…1月以下となり対象外

6/29～7/29期間は「1月と1日」…1月超となり対象

育児休業の取得例			掛金等取扱い	備 考	
⑥	5月	6月(期末等支給月) 6/15 → 7/15	7月	6月分月例掛金 免除 6月分期末等掛金 免除 7月分月例掛金 徴収	期末等支給月の月末(6/30)時点で育児休業期間中であり、育児休業の期間が1月超のため、6月分の期末手当等掛金については免除
⑦		6/15 → 7/14		6月分月例掛金 免除 6月分期末等掛金 徴収 7月分月例掛金 徴収	期末等支給月の月末(6/30)時点で育児休業期間中だが、育児休業の期間が1月以下のため、6月分の期末手当等掛金については徴収
⑧	5/10 → 6/25			5月分月例掛金 免除 6月分月例掛金 徴収 6月分期末等掛金 徴収	育児休業の期間が1月超だが、期末等支給月の月末(6/30)時点で育児休業期間中でないため、6月分期末等掛金については徴収

ウ 連続して2以上の育児休業等をしている場合の取扱いについて

組合員が連続する2以上の育児休業等をしている場合及びこれに準ずる場合は、育児休業期間中の掛金等の免除はその全部を1つの育児休業等とみなして判断します。

- ・連続して複数回の育児休業等を取得している場合は、1つの育児休業等とみなし、合算して育児休業期間の算定に含みます。
- ・土日等の休日や有休休暇等の労務に服さない日を挟んで複数回の育児休業等を取得した場合は、実質的に連続して育児休業等を取得しているため、1つの育児休業等とみなします。